

IASB ディスカッション・ペーパー 「企業結合—開示、のれん及び減損」

ASBJ 専門研究員 荒井 謙二
あらい けんじ

はじめに

国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」（以下「本 DP」という。）を公表した（コメント期限：2020年12月31日）¹。本稿では、本 DP の公表の経緯及び主な検討項目である本 DP 第2章から第5章について概要を紹介する。なお、本 DP の質問事項については記載を割愛していること、及び文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

本 DP の公表の経緯

のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト
IFRS 第3号の適用後レビュー

IASB は、IFRS 第3号「企業結合」（以下「IFRS 第3号」という。）が意図したように機能しているかどうかを評価するため、2013年及び2014年に適用後レビュー（Post-implementation Review、以下「PIR」という。）²を実施した。

関係者は、取得（acquisition）³の会計処理に関していくつかの懸念を提起した⁴。このため、IFRS 第3号の PIR の結果として、IASB は次のプロジェクトを開始した。

1 本 DP の当初のコメント期日は2020年9月15日であったが、IASB は2020年4月17日に臨時の会議を開催し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックによる影響について議論した結果、2020年12月31日に変更された。

2 IASB は、新基準又は大規模修正のそれぞれについて PIR の実施を求められる。PIR は、通常、新たな要求事項が国際的に2年間適用された後に開始するとされる（IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック第6.52項参照）。なお、IFRS 第3号の2004年公表及び2008年改訂時には、IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」（当時のIAS 第27号の表題）、IAS 第36号「資産の減損」（以下「IAS 第36号」という。）及びIAS 第38号「無形資産」（以下「IAS 第38号」という。）に関連する修正が行われており、IFRS 第3号の PIR は、これらの修正も対象としていた。

3 以下では、acquisition を「取得」と表記している。

4 PIR の発見事項は、2015年公表の報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第3号『企業結合』の適用後レビュー」に要約されている。<http://archive.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/PIR/PIR-IFRS-3/Pages/PIR-IFRS-3.aspx> 参照。

- 事業 (business) の定義を明確化し狭めるプロジェクト。IASB は、当該プロジェクトを 2018 年に「事業の定義」(IFRS 第 3 号の修正) を公表することによって完了した。
- のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト (以下「本プロジェクト」という。)。IASB は、PIR で識別したのれんの事後の会計処理等に関する関係者の多様な見解及び改善へのニーズを踏まえた論点に対処すべく本プロジェクトに取り組んでおり、これが本 DP の主題である。

IFRS 第 3 号の PIR で得られたフィードバック

本 DP で検討する領域に関して PIR で得られたフィードバックの要約は、次表のとおりである (本 DP 表 1.1 を要約)。

領域	フィードバック
開示	<p>多くの投資者は、取得のその後の業績の評価が困難な場合が多いとした。</p> <p>一部の投資者が、トレンド分析のための過年度のプロフォーマ比較情報⁵を希望する一方、多くの作成者は、プロフォーマ情報の開示は困難と考えていた。</p>
のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損	<p>関係者の間で、のれんに対する「減損のみアプローチ (impairment-only approach)」に関して意見が分かれた。</p> <p>一部の投資者は有用な情報を提供すると述べる一方、関係者の多くは、減損テストの実施に要するコストが高いこと、減損損失の認識が遅延することに対する懸念を述べた。</p> <p>関係者の多くが、償却の再導入を提案した。</p>

のれんと区別して無形資産を認識	投資者の間で、無形資産をのれんと区別して認識することの有用性について意見が分かれていた。
-----------------	----------------------------------------------

本プロジェクトの目的及び本 DP を公表する理由

本プロジェクトの目的は、企業が行う取得に関して、より有用な情報を合理的なコストで投資者に提供できるかどうかを探求することである。より良い情報は、取得を行った企業の業績を投資者が評価するのに役立ち、当該事業を取得する経営者の意思決定について、投資者が企業の経営者に説明責任をより効果的に求めることにも役立つと期待されるとしている。

本プロジェクトは、IFRS 第 3 号の PIR で識別された次のトピックを検討している。

- 企業が取得に関するより良い情報 (特に、取得のその後の業績についての情報) を投資者に提供できるか。(本 DP 第 2 章)
- のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を高めることができるか。(本 DP 第 3 章)
- のれんの償却を再導入すべきであるか。(本 DP 第 3 章)
- コストと複雑性を削減するように減損テストを修正すべきであるか。(本 DP 第 4 章)
- 一部の無形資産をのれんに含めるべきであるか。(本 DP 第 5 章)

本 DP は、上記のトピックについて IASB の予備的見解を示して、今後の本プロジェクトの方向性を検討するためのフィードバックを求めるものであり、IASB は、フィードバックを検討して提案を開発する過程で、予備的見解を変更する必要性についても判断し、IFRS 基準を修正する場合には、公開草案を公表するとして

5 IFRS 第 3 号 B64 項(q)(ii)において、取得日が事業年度の期首であったと仮定した場合の結合後企業の当報告期間における収益及び純損益の情報を開示することが求められており、プロフォーマ情報 (pro forma information) と呼ばれることがある。

いる⁶。

取得に関する開示の改善（本 DP 第 2 章）

本章では、取得のその後の業績評価に関する情報提供の観点等から、IFRS 第 3 号の次の修正について議論を行っている。

- 取得のその後の業績に関する開示要求事項の追加
- IFRS 第 3 号の開示目的及び開示要求事項的を絞った改善

取得のその後の業績に関する開示要求事項の追加 取得についての経営者の目的

現行の IFRS 第 3 号は、取得の主な理由の開示を企業に要求するものの⁷、本 DP では、当該開示要求が、取得のその後の業績の評価に役立つほど十分に具体的でないとして、これを予備的見解の開示要求に修正する提案を説明している。

目的達成を示す情報

本 DP では、取得の成否が企業に及ぼす影響の大きさに鑑み、取得企業の経営者は自身の期待に対する取得の成果を内部的にモニターすると想定し、当該モニターに使用する情報を投資者に提供すべきとの考えを採っている。

情報が提供される取得の範囲

本 DP では、IFRS 第 8 号「事業セグメント」で説明される企業の最高経営意思決定者

(CODM) が内部的にモニターする取得を開示の対象とすることが提案されている。IFRS 基準ですでに説明されている CODM を用いることで、投資者のニーズに対応する便益と開示のコストのバランスをとったものであるとしている。

情報が提供される期間

本 DP では、経営者が取得のもたらす成果についてモニターを続ける期間の範囲で、取得のその後の業績に関する情報の提供を企業に要求することを提案している。

(IASB の予備的見解)

IASB の予備的見解では、次のような提案を開発すべきであるとしている。

- (1) IFRS 第 3 号 B64 項(d)を修正して、取得の主な理由を開示するという要求を企業が次のことを開示するという要求に置き換える。
 - ① 当該取得を行った戦略的根拠
 - ② 当該取得についての経営者 (CODM) の目的
- (2) 企業が次のことを開示するという要求を追加する。
 - ① 取得が行われた年度において、経営者 (CODM) が取得の目的が達成されているかどうかをモニターするために使用する指標
 - ② 経営者 (CODM) が取得を目的と比較してモニターしている期間にわたり、当該指標を使用して、取得についての経営者 (CODM) の目的が達成されている程度

6 ただし、IAS 第 36 号又は IAS 第 38 号の全体を見直すことは、本プロジェクトの範囲を超えており、IASB にそれらを見直すプロジェクトを作業計画に追加する検討を望む場合には、IASB が行う予定の 2020 年アジェンダ協議に回答することが推奨されている。なお、2020 年 4 月 17 日の臨時の会議における議論を踏まえて、本稿執筆時点では、2020 年アジェンダ協議に関する情報要請の公表が 2021 年前半（2021 年 3 月見込み）に延期される旨が IASB の作業計画に示されている（前掲脚注 1 参照）。

7 IFRS 第 3 号の B64 項(d)参照。

- ③ 経営者 (CODM) が取得についての目的が果たされているかどうかをモニターしていない場合には、その旨及びモニターしていない理由
- ④ 経営者 (CODM) が取得年度後 2 回目の年度の終了前に取得のモニタリングを停止する場合には、その旨及び当該取得のモニタリングを停止した理由
- ⑤ 経営者 (CODM) が取得についての経営者 (CODM) の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及び変更の理由

IFRS 第 3 号の開示目的及び開示要求事項の的を絞った改善

より具体的な開示目的

本 DP では、より具体的な開示目的を設定し、投資者が特定の情報を必要とする理由を明確化することによって、企業がより有用な情報を提供するのに役立つ可能性があるとしている⁸。

のれんを構成する要因

投資者の意見を踏まえて、本 DP の予備的見解では、取得が生じた年度にシナジーに係る開示を行うことを提案している。

財務及び確定給付年金負債

本 DP では、財務活動から生じた負債及び確

定給付年金負債は負債の主要なクラスである旨を定めることを提案している⁹。

取得した事業の貢献

プロフォーマ情報の有用性、作成時の困難などに関する懸念が関係者から聞かれていることを踏まえて、本 DP では、プロフォーマ情報で開示する「純損益」を「取得関連取引及び統合のコストを控除前の営業利益¹⁰」に置き換え、営業活動によるキャッシュ・フローを開示するという要求を追加する提案¹¹が行われている。

(IASB の予備的見解)

IASB の予備的見解は、投資者が次のことを理解するのに役立つ情報を企業に要求する開示目的を IFRS 第 3 号に追加する提案である。

- (1) 企業の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に取得から期待した便益
 - (2) 取得についての経営者 (CODM) の目的が果たされている程度
- また、IFRS 第 3 号の開示要求事項に次のような的を絞った改善を行うべきであるとしている。

- (1) IFRS 第 3 号 B64 項(e)を修正して、企業に次の開示を要求する。
 - ① 取得した事業の営業を企業の事業と結合することから期待されるシナジーの説明
 - ② 当該シナジーが実現されると予想される時期
 - ③ 当該シナジーの金額又は金額の範囲の見

8 本 DP は、これが IASB の的を絞った基準レベルの開示のレビューのプロジェクトで開発しているガイダンスとも整合的であるとしている。https://www.ifrs.org/projects/work-plan/standards-level-review-of-disclosures/参照。

9 これにより、これらの負債に重要性がある場合に、取得した事業の一部を構成するそれらの負債の金額が区分して開示されることになり、投資者にとって有用な情報が提供されるとしている。

10 営業利益は、IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」と同様に定義される。取得関連取引及び統合のコストを除外するのは、事後に再度発生する可能性はなく、将来の各年度の営業利益との比較のより適切な基礎を提供すると期待されるためである。

11 当該開示は、分析にキャッシュ・フロー指標を使用している投資者に役立つことが期待されている。

積り

- ④ 当該シナジーを達成するためのコスト又はコストの範囲の見積り
- (2) IFRS 第3号 B64 項(i)を修正して、財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスである旨を定める。
- (3) IFRS 第3号 B64 項(q)の「純損益」という用語を「取得関連取引及び統合のコストを控除前の営業利益」に置き換える。営業損益は、公開草案「全般的な表示及び開示」と同様に定義されることになる。
- (4) IFRS 第3号 B64 項(q)に、営業活動によるキャッシュ・フローを、取得した事業の取得後について、及びプロフォーマ・ベースで結合後の企業の当報告期間について開示するという要求を追加する。

のれんの減損及び償却(本 DP 第3章)

本章では、現行ののれんの会計処理（減損のみアプローチ）に関する改善の要否を検討する観点から、次の事項を議論している。

- 減損テストの有効性を高めることはできるか
- のれんの償却を再導入すべきか
- のれんを除いた資本合計の表示

減損テストの有効性を高めることはできるか

本 DP では、のれんに係る減損損失の認識の遅れの可能性に関する懸念について、次の2つの主要な理由を識別して検討している。

- 経営者の過度の楽観性
- 減損のシールドディング（保護）

経営者の過度の楽観性

本 DP では、IAS 第36号「資産の減損」（以下「IAS 第36号」という。）は、経営者の過度の楽観性のリスクを減らすために経営者が見積りに使用するキャッシュ・フロー予測に関するいくつかの要求事項¹²を含んでいるとしている。

このため、キャッシュ・フローの見積りが楽観的になり過ぎる実務があれば、IFRS 基準ではなく、監査人及び規制機関が対処するのが最善であるという考えを本 DP は示している。

減損のシールドディング（保護）

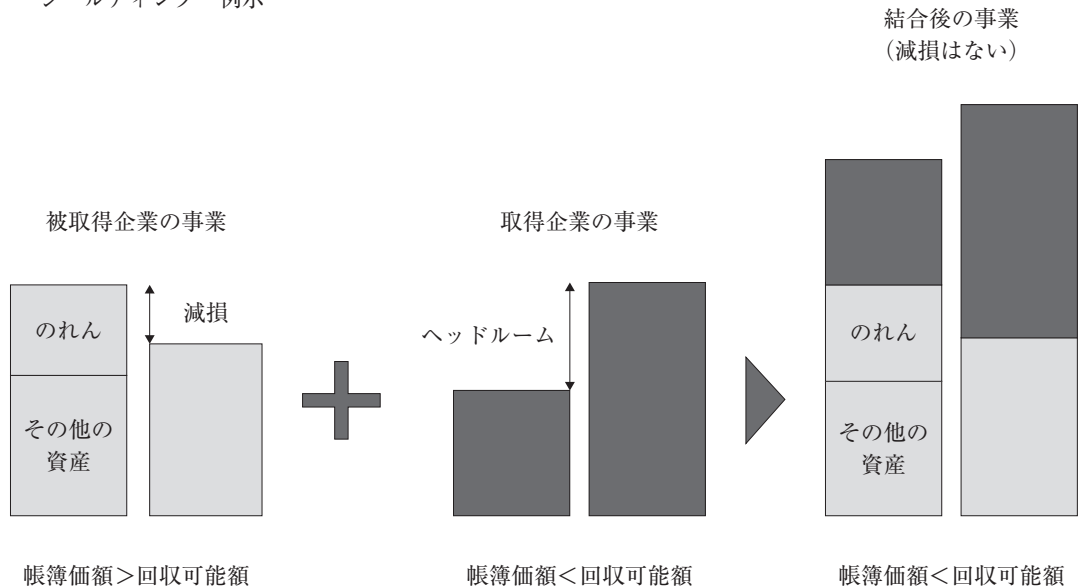
のれんの減損テストは、のれんが配分されている資金生成単位（以下「CGU」という。）のグループの一部として行われることから、CGU のヘッドルーム¹³が、取得のれんを減損から保護する可能性がある（いわゆるシールドディング効果）。

12 IAS 第36号は、外部の証拠により大きなウェイトを置いて、資産の耐用年数の残り期間にわたり存在するであろう経済状況の範囲についての経営者の最善の見積りを表す、合理的で裏付け可能な仮定を使用することを企業に要求している。その仮定は、経営者が承認した直近の財務予算又は予測に基づくことを要求される（IAS 第36号第33項(a)及び第33項(b)）。IAS 第36号第38項は、財務予算又は予測からの情報が、合理的で裏付け可能な仮定を反映し、資産の耐用年数の残り期間にわたり存在するであろう経済状況の組合せについての経営者の最善の見積りを表しているかどうかを考慮することを企業に要求している。IAS 第36号第34項も参照のこと。

13 CGU のヘッドルームは、回収可能価額が、認識した純資産（のれんを含む。）の帳簿価額を超過する金額である。すなわち、ヘッドルームは、貸借対照表上で認識されていない項目で構成される。それは、自己創設のれん、未認識の資産、並びに認識している資産及び負債の帳簿価額と回収可能価額との間の未認識の差額である。

図 シールディングが生じる仕組み（本 DP と同時公表のスナップショットより）

シールディング一例示



ヘッドルームはのれんに生じていたはずの減損損失を保護する可能性がある

• ヘッドルーム・アプローチ

IASB は、シールディング効果を減らすことによって、取得のれんに係る減損損失をより適時に認識することができるかどうかを「ヘッドルーム・アプローチ」により検討した。

「ヘッドルーム・アプローチ」では、次の(1)と(2)を比較する。

- (1) 資金生成単位の回収可能価額
 - (2) 次の合計額
 - ① 資金生成単位の認識している資産及び負債の帳簿価額
 - ② 前回の減損テスト日における資金生成単位のヘッドルーム¹⁴
- 上記(2)が(1)よりも大きい場合には、減損が生

じている。

IASB は、「ヘッドルーム・アプローチ」によりシールディング効果が減少するとしても、解消はしないと結論を下した。その理由は、(a)「ヘッドルーム・アプローチ」では合計のれんの減額の原因が取得のれんの価値の減少であるのか、あるいは未認識のヘッドルームの構成要素の減少であるのかを識別しないため、両者の間での配分方法を定める必要があるが、のれんは直接には測定できず残余として測定される¹⁵ことから、この配分は不完全なものとならざるを得ない¹⁶点に加えて、(b)取得した事業の業績が良くない場合、結合後の事業の他の要素からのより良好な業績が、取得したのれんを減損か

14 取得後最初の減損テストについては、これは、取得日における、のれんが配分された資金生成単位のヘッドルームとなる。

15 本 DP3.21 項参照。

16 本 DP3.43 項から 3.46 項を参照。IASB は合計のれんの減少額を取得のれん、及び未認識のヘッドルーム（前掲脚注 13）の両者に配分する方法を検討したが、不十分なものでしかないと結論づけた。

ら保護する可能性が依然としてあることが挙げられている¹⁷。

(IASB の予備的見解)

本 DP では、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上で、IAS 第 36 号の減損テストよりも著しく有効性の高い別の減損テストを設計することは、実行可能ではないとされている¹⁸。

のれんの償却を再導入すべきか

上記のとおり、IAS 第 36 号によるのれんの減損テストを合理的なコストで著しく改善することはできないと結論を下したことを受けて、IASB は、のれんの償却を再導入する提案を開発すべきかどうかを検討した¹⁹。これは償却が次のような結果をもたらす可能性があるためとしている。

- 減損テストからある程度の圧力を取り除き、減損テストの適用をより容易かつ低コストにする可能性がある。
- 取得のれんに的を直接絞った単純な会計処理のメカニズムを提供する。

本 DP では、償却及び減損に関して、よく知られている以下の従前の主張を繰り返すのではなく、議論を進めるために、これらを踏まえた新たな実務上又は概念上の主張を、その根拠を明らかにした上で提供するフィードバックを歓迎するとしている。

償却の再導入

本 DP が例示する、償却の再導入の支持者に

よる主張には、次のものがある。

- (1) IFRS 第 3 号の PIR は、減損テストが IASB の意図していたようには機能していないことを示唆している。
- (2) のれんの帳簿価額が過大表示されており、その結果、企業の経営者は取得の意思決定について説明責任を求められていない。
- (3) のれんは耐用年数が有限の減耗性の資産であり、償却はのれんの費消を反映することになる。
- (4) 償却はのれんの会計処理のコストを低減させる。

減損のみモデル

本 DP では、減損のみモデルの維持の支持者による主張として、次を例示している。

- (1) 減損のみモデルは、償却よりも有用な情報を提供する²⁰。
- (2) 適切に適用されれば、減損テストは目的を達成する。IFRS 第 3 号の PIR 及び IASB のその後のリサーチは、減損テストが十分に頑健ではないという証拠を見出していない。
- (3) 取得のれんは、耐用年数が有限の減耗性の資産ではなく、その後に内部で創設されるのれんと分離可能でもない。
- (4) 償却の再導入は、大きなコスト節減にはならない。

(IASB の予備的見解)

IASB は、減損のみアプローチを維持すべきであるという予備的見解に至ったが、これは僅差の多数決によるものであったとしてい

17 本 DP3.49 項参照。

18 上記にかかわらず、IASB は、のれんに係る減損損失を適時に費用対効果の高い方法で認識する上で、減損テストの有効性を高めるための提案が関係者にあれば歓迎するとしている。

19 仮に IASB が償却を再導入するとした場合でも、のれんが減損しているか否かのテストは依然として必要となるとしている。

20 その後の各期間において、償却は当初に支払われた金額を不明瞭にするため、受託責任の評価を投下資本利益率の分析によって行う投資者にとっては、その評価が困難になる可能性があると考えられる。

る²¹。

のれんを除いた資本合計の表示

IASBは、貸借対照表上でのれんを除いた資本合計の金額を表示することを企業に要求すべきか否かを検討した。なお、本DPでは、主に次の点が検討され、予備的見解に至っている。

(1) 他の無形資産も除く対象とするか

一部の無形資産はのれんと共有する特徴を有するが、対象とすべき無形資産に関する見解は様々なことから、のれんに焦点を当てることとしたとしている。

(2) 容易に計算可能な金額を示すことに意義があるか

本DPでは、IASB公開草案「全般的な表示及び開示」において、のれんを貸借対照表上で独立の科目として表示することを要求すると提案している点に触れ、のれんを除いた資本合計の金額を表示することは、のれんの影響に関してさらに透明性を提供し、企業の財政状態についての投資者の理解にさらに寄与するであろうとしている。また、資本合計にとってのれんが大きな部分を占める企業を強調するのに役立つ可能性があるとしている。

(3) 貸借対照表の小計とするか

資本の表示に関して、IAS第1号「財務諸表の表示」で定められる表示科目、各国における要求事項や慣行と齟齬する可能性があることを考慮し、混乱を招かないように、貸借対照表の一部を構成する小計とはせず、独立した情報として表示する必要があるとしている。

(IASBの予備的見解)

貸借対照表上でのれんを除いた資本合計の金額を表示することを企業に要求することによって、投資者が企業の財政状態をよりよく理解することに役立てるという提案を開発すべきであるとしている。

減損テストの簡素化(本DP第4章)

前章で、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を著しく高めることはできないという結論に至った後、本章においてIASBは、減損テストの頑健性を著しく低下させずに簡素化できるか否かを検討しており、次のIAS第36号の修正について議論を行っている。

- 毎年の減損テストの免除
- 使用価値の見積りに関する要求事項から、将来のリストラクチャリング、改善又は拡張から生じるキャッシュ・フローに対する制限を削除する修正
- 使用価値を見積る際に税引後のキャッシュ・フロー及び割引率の使用を認める修正

毎年の減損テストの免除

コスト節減

次の(1)から(4)は、IASBの理解に基づく毎年の減損テストの実施コストであり、その廃止は(2)及び(4)のコストを節減としている。

- (1) 減損テストに使用する評価モデルの設定
- (2) 評価モデルに使用するインプットの収集及び当該インプットが合理的で裏付け可能なかのレビュー

21 IASBは、このトピックについての関係者の意見を特に望んでいるとしている。この点、PIRの文脈では、現行基準の変更を提案するのはそれが必要との十分な情報がある場合であり、議論を前に進めるために、IASBは、新たな実務上又は概念上の主張を、これらの主張の証拠及びより大きなウェイトを置くべき主張を識別した指摘とその理由とともに提供するフィードバックを歓迎している。

- (3) 企業の状況が変化した際の評価モデルの変更
- (4) 減損テストに関する情報の開示

減損テストの頑健性

本 DP では、毎年の減損テストの廃止の主要な懸念として、のれんの減損損失の認識を遅らせ、減損損失が提供する情報の価値を低下させる可能性がある点を挙げている。

無形資産

本 DP では、耐用年数を確定できない無形資産等において毎年の減損テストを免除することが提案されている。

(IASB の予備的見解)

IASB の予備的見解は次のとおりである。

- (1) のれんを含んだ CGU 及び耐用年数を確定できない無形資産等について、企業は毎年の減損テストを実施するという要求を廃止する提案を開発すべきである。なお、企業は、各報告期間末において、減損している可能性があるという兆候が存在するか否かを評価することが必要となる。
- (2) IASB 理事は、次のとおり様々な見解を有している。
 - ① 毎年の減損テストの要求の廃止を支持²²
減損テストの頑健性を多少は低下させるかもしれないが、減損の兆候がない場合には減損テストの便益は僅少であるため、このような場合にはコストを正当化しないと考える。
 - ② 毎年の減損テストの要求を維持することを支持
頑健性の低下がコスト節減を上回る。減損テストが十分に有効ではないという関係

者のフィードバックを踏まえると、頑健性を低下させる行動を IASB がとることは直感に反する。

- ③ のれんの償却の再導入を行う場合にのみ、毎年の減損テストの要求を廃止することを支持

償却の再導入は、減損テストへの依存を減少させるため、毎年の減損テストの要求の廃止を正当化し得る。

- (3) 減損の兆候に基づくアプローチへの移行は減損の兆候の識別により多く依拠することとなるため、IAS 第 36 号第 12 項における兆候のリストを更新する必要があるかどうか評価する予定である。例えば、開示に関する予備的見解を適用して開示される取得の目的を果たしていないことは、新たな兆候の候補となる可能性がある。

使用価値—将来のリストラクチャリング又は拡張

使用価値を算定する際に、企業は将来のリストラクチャリング又は拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを除外することが要求されている。一部の関係者から、このようなキャッシュ・フローを除外するには、経営者が財務予算又は予測を調整することが必要となるため、コストと複雑性を生じさせる可能性がある」と指摘されており、本トピックでは、当該要求事項を廃止すべきか否かについて議論が行われている。

(IASB の予備的見解)

企業が未だ確約していない将来のリストラクチャリング又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることに對する制限を IAS 第 36 号から削除する提案を開発すべきであり、この提案は、IAS 第 36 号

22 当該見解を有する IASB 理事は、償却を再導入すべきでないとしている。

の範囲に含まれるすべての資産及び CGU に適用されるとしている。

使用価値—税引後のキャッシュ・フロー及び割引率

関係者は、税引前の割引率の決定は複雑でコストを要し、評価目的では一般に使用されないため、有用な情報を提供しないと述べているとしている。

(IASB の予備的見解)

IASB の予備的見解は、次のような提案を開発すべきであるというものである。この提案は、のれんを含んだ CGU だけでなく IAS 第 36 号の範囲に含まれるすべての資産及び CGU に適用される。

- (1) 使用価値を見積る際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという明示的な要求を廃止する。
- (2) 使用価値を税引前ベースで見積るか税引後ベースで見積るかに関係なく、キャッシュ・フローと割引率について内部的に一貫した仮定を使用することを会社に要求する。
- (3) 企業が使用した割引率を開示するという要求を維持するが、開示する割引率は税引前の割引率とすべきであるという要求は廃止する。

無形資産 (本 DP 第 5 章)

IFRS 第 3 号では、企業結合で取得したすべての識別可能な無形資産をのれんと区分して認識することが要求されている。

本 DP では、関係者の様々な見解を示してい

る一方で、当該要求事項に関して、一部の投資者は提供される情報の有用性に関して懸念を示し、他の関係者は当該無形資産の一部の識別及び測定は複雑かつ主観的でコストを要する可能性がある」と指摘しているとしている。

本章では、こうした関係者の意見を踏まえて、企業結合で取得した無形資産の認識の要件を変更すべきか否かを議論している。

関係者の様々な見解

本 DP では、次のとおり、企業結合で取得した無形資産をのれんと区分して認識することが有用な情報を提供するか否かに関する関係者の様々な見解を示している。

有用であるという見解	有用性に疑問があるという見解
<ul style="list-style-type: none"> • 企業が何を購入したのがより詳細に説明される。 • 将来キャッシュ・フローに関する企業の見通しを投資者が評価するのに役立つ。 • 耐用年数を確定できる無形資産をのれんを含めず償却することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 活発な市場がない無形資産の帳簿価額の測定は不確実性のレベルが高い可能性がある。 • 事業全体から分離することが困難な無形資産の償却費を投資者が識別し、調整することが困難である。 • 一部の無形資産を区分するためには恣意的なキャッシュ・フローの配分が必要となる。

本 DP では、IASB の検討の結果、企業結合で取得した識別可能な無形資産のうち一部のものをのれんを含めることを認める又は要求するアプローチについては、これを支持する説得力のある証拠はないと結論付けたとしている²³。

23 関係者が無形資産に関するより幅広いプロジェクトを作業計画に加えることを望む場合は、2020 年アジェンダ協議の間にその理由を説明する機会があるとされている。

(IASB の予備的見解)

企業結合で取得した識別可能な無形資産についての認識規準を変更する提案を開発すべきではないとされている。

おわりに

本 DP は、2020 年 4 月 2 日の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議の議題となったが、当日は IASB が今後実施を予定する関係者へのアウトリーチの在り方も含めて、活発な意見交換が行われた²⁴。

今後、のれんの会計処理に関する議論が継続していくと考えられる。企業会計基準委員会 (ASBJ) では引き続き、この分野で積極的に意見発信を行っていく予定である。

24 本セッションでは、ASBJ スタッフ及び香港公認会計士協会 (HKICPA) スタッフの共同リサーチ・ペーパー「のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新」についても議論が行われた。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2020/april/accounting-standards-advisory-forum/?f1=2020&f2=April&f3=> 参照。